

次回期日令和4年10月5日午後1時30分

令和2年（ワ）第4920号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）ほか13名

被告 国

令和4年9月21日

東京地方裁判所民事50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 作 花 知 志

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 村 珠 代

準 備 書 面（12）

原告らは、以下のとおり主張を行う。

目 次

第1 子の連れ去りによる原告らの権利侵害について	3 頁
第2 立法についての最近の動向（国会（国会議員）は、子の連れ去り（留置）を防ぐための立法を行う必要性があることを認識していたこと及び国会（国会議員）は、子の連れ去り（留置）を防ぐための立法を行うことが可能であったこと）	19 頁
第3 日本の国内法とハーグ条約及び児童の権利に関する条約との不適合について	22 頁

第1 子の連れ去りによる原告らの権利侵害について

1 本件訴訟令和4年6月29日期日において、原告番号9の原告の方が、当事者尋問で話をされた。原告番号9の方は医師であり、その話の内容は、本件訴訟で原告らが主張している内容の客観的な根拠となるものである。

2 連れ去り（留置）による精神的苦痛と、それが連れ去られた親（留置された親）と子との基本的人権や人格的な利益を侵害する行為であることについて

(1) 原告番号9 当事者尋問調書 1 頁以下

「（原告ら代理人弁護士からの質問）

こ（原告ら注：子）の連れ去りについてお尋ねします。何があったんですか。

（原告番号9）

妻との間で家計のこととか、子供の住民票の登録のことなどでいさかが増えてきて、不和になっていました。当直の勤務をしてて、子供が生まれた2か月後でしたけれども、夜勤から帰ってきて家に帰ると妻も子供も家財道具も家になくぬけの殻でした。

（原告ら代理人弁護士からの質問）

その後どうなりましたか。

（原告番号9）

子供を一方的に自分だけで育てるって書き置きがあって、すぐに相手の旧知の弁護士から受任の連絡がありました。そして相手が子供とほんとはどこに住んでるのが分からなくて、小さい娘がどうしてるのか皆目分からなくて仕方がなくなりました。

（原告ら代理人弁護士からの質問）

当時の気持ちをもう少し掘り下げてお伝えいただけますか。

（原告番号9）

僕は20代くらいにちょっとうつ病になって入院したりしたことがあったんですけど、そのときがそれを上回るぐらいのショックがまた襲ってくるんじ

やないかと思っ怖くなりましたし、どうしていいのか分からなくて、ぼう然とした感じの生活が始まって翌日などは仕事に行ってもなかなか手に付きにくいような状態でした。そしてすぐ当直とかがあるんですけど、小さい子が頭をぶついたりして夜中に来るんですけど、笑顔であやして治したりするんですけど、そのあと病院の暗い当直室に一人になると、ほんとに胸がはりさけそうな気持ちになりました。

(原告ら訴訟代理人弁護士からの質問)

子を連れ去られたかたは自殺を考えるとということをよく聞きますが、あなたはいかがでしたか。

(原告番号9)

一体何のためにこう頑張ろうと思ったのか分かんなくなっちゃって、何かこのままもうどっかに消えてしまいたいとか、もうここにいたくないとかいうような気持ちに襲われたりしていました。

(原告ら訴訟代理人弁護士からの質問)

連れ去り後に娘さんとは会うことができましたか。

(原告番号9)

以来それから6年近くたちますけど、一度も会えてません。」

(2) 本件訴訟において原告らが主張したとおり、子の連れ去り(留置)は、連れ去られた親(留置された親)が自死を考えるほどの精神的なダメージを与える行為である。

そして、子の連れ去りが離婚後単独親権制度(民法819条)を前提として、子の親権争いで優位に立つために行われることが多く、その場合、子の監護時間で優位に立つために、別居親と子との面会交流も拒否されることが多い。現に、原告番号9の方も、子を連れ去られた後6年近く、一度も会うことができないままである。そして、離婚訴訟においては、子を連れ去った妻が子の親権者に指定されているのである(原告番号9尋問調書4頁)。

以上のことは、子の連れ去り（留置）が、連れ去られた親（留置された親）の基本的な人権や人格的な利益（東京高裁令和3年10月28日判決）を侵害する行為であることを意味している。

またそれは、子の連れ去り（留置）が、連れ去られた親（留置）だけでなく、連れ去られた子の基本的な人権や人格的な利益（東京高裁令和3年10月28日判決）を侵害する行為でもあることを意味している。

3 (1) 原告番号9 当事者尋問調書2頁以下

「（原告ら代理人弁護士からの質問）

面会交流の調停はどうになりましたか。

（原告番号9）

なかなか調停中も面会交流に応じてくれなくて、結局調停は破綻になりました。そのときの調停のときに現れた裁判官が、どうせ赤ちゃんなんだから、父親の顔なんか覚えちゃいないんだから、そんなしょっちゅう会ってもしようがないでしょう、どうせと言って、そのまま審判移行しました。

（原告ら代理人弁護士からの質問）

それを聞いたときどんなお気持ちでしたか。

（原告番号9）

こんなにつらくて裁判所にすがっているのに、僕と娘の問題は裁判官にとって、そんなささいなことなのかということにあっけにとられました。また、普通の社会じゃ考えられないような、接遇や物の言いに驚きを禁じ得ませんでした。

（原告ら代理人弁護士からの質問）

面会交流のその後審判に移ってその後はどうになりましたか。

（原告番号9）

審判に移行するのでやっと子供が2歳になる2018年の11月に裁判所で執行（原告ら注：試行）面会が設定されました。私は子供にやっと会えて遊

べると思っておもちゃとかお遊戯の準備なんかをしていったんですけど、相手は子供連れては来たんですけど、かたくなに会わせようとしなくて調査官に子供を手渡すことを拒否しました。結局調査官は執行（原告ら注：試行）面会を中止にするとその裁判所で言われまして、僕はもう本当に懇願して会わせてほしいって頼んだんですけど、結局会わせてくれなくて、執行（原告ら注：試行）面会室のマジックミラー越しに1メートル向こうで子供が遊んでるのを5分眺めるだけで、終わりにになりました。

（原告ら代理人弁護士からの質問）

どんなお気持ちでしたか。

（原告番号9）

何か、こうぼう然としてしまって、子供がガラスの向こうにいて1メートルぐらいしか離れていないのに、向こうは全然こっちに気づかなくてほんとに何が起きているのか分からなくて、これが面会ですかっていうような気持ちがうろたえて、家に帰ってくるともう本当に怒りと悲しみにさいなまされて数日は調子が悪かったです。」

（原告ら代理人弁護士からの質問）

その後、抗告審では、どのような判断がされましたか。

（原告番号9）

会えていないのに、調査官報告書っていうのが書かれて、それで結局その原審ではもう会わせないなんていう審判が出て、それで抗告したんですけど、抗告では会わせることは会わせるんですけど、それ抗告したのが2019年8月ぐらいですけど、1年後から2か月に1回、2時間っていう審判でした。こんなに長い間引き離されているのに1年も先送りにして、しかもそれだけしか会えないってそういうふうに審判が出る理由が全く私には理解できませんでした。

（原告ら訴訟代理人からの質問）

それから、最高裁に許可抗告特別抗告をされたけれども、それも棄却されたんですね。

(原告番号9)

はい。

(原告ら代理人弁護士からの質問)

離婚訴訟の方はどうなりましたか。

(原告番号9)

離婚訴訟の方は結局単独親権は違憲とかそういうことも書いて最高裁まで行きましたけど、結局親権は相手方のものになっていることになって、2020年10月に私は親ではないということになってしまいました。

(原告ら代理人弁護士からの質問)

あなたは突然妻によって子供を連れ去られ、その後全くお子さんに会えず親権まで失われたんですね。

(原告番号9)

はい。

(原告ら代理人弁護士からの質問)

今の気持ちを教えてください。

(原告番号9)

僕はきちんと裁判所の取決めや時間に従って司法の手続きに従ってやっているのに、これだけ時間が過ぎてしかも会えない判断が出て、結局もはや6年っていう時間が過ぎ去ろうとしていて、どうしてこんなふうにか引き離されてつらい気持ちにさせられてるのが分かりません。子供のために一生懸命働いてというのが、こう親の生きがいだと思うんですけど、そういうのを奪われてしまってるということがあります。ほんとにこういう苦しい状態から救ってほしくて裁判所に行っているのに、ほんとにがっかりしました。

(2) 現在の民法が採用している離婚後単独親権制度が、離婚後における子の親権

争いを生んでおり、「監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない、実力行使で子を連れ去るといった事態が生じることがある。親権者になれないと、子と会うことができなくなるのではないかという不安が、親権争いをより熾烈にする。子は父母の深刻な葛藤に直面し、辛い思いをする。」

(甲A41)という事態が生じる一方で、子を連れ去った同居親が「監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない」という手段を用いた場合には、「面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないと言ってよい。」(甲A158号証191頁)とされているのであるから、当然、そのような事態(民法が採用している離婚後単独親権制度が離婚後における子の親権争いを生み、その結果子の連れ去りと面会交渉の拒否が行われており、面会交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないという事態)を認識し、もしくは認識しえた国会(国会議員)は、現行法上「面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどない」(甲A158号証191頁)以上、面会交渉の頑強な拒否により親子分断を生じさせる(親子分断をもたらすことになる)「子の連れ去り」が行われないうために、さらには子を連れ去られる親の権利侵害(基本的人権と人格的な利益の侵害)と連れ去られる子の権利侵害(基本的人権と人格的な利益の侵害)が生じないために、親による子の連れ去り自体を禁止する刑事法や民事法、さらには親による子の連れ去りが生じないための手続法の立法義務を負うことは明白である。

4(1) 原告番号9 当事者尋問調書4頁以下

「(原告ら代理人弁護士からの質問)

ところで、この訴訟では親子審判のような時間立法が必要だと主張しています。あなたもそう思われますか。

(原告番号9)

もし夫婦、彼女と仲が悪くなったとしても、すぐに子供に会えるってということが実現してたら、こんなに長い苦しみにならなかったと思います。だからや

はり子供に会えるっていうことが分かっていたら、もっとこんなつらい気持ちにならずにすんでたと思います。

(2) ア 本件訴訟で原告らが主張している「子の連れ去り（子の留置）」を防ぐための刑事法規定、民事法規定、手続法規定の内、手続法規定について、「親子審判制度」の設立が可能である。その法制度を設ければ、「子の連れ去り（子の留置）」を防ぐことができるのである。「親子審判制度」の設立が可能であることは、国会（国会議員）が「子の連れ去り（子の留置）」を防ぐため負っている立法義務の一内容に、その法制度も含まれることを意味している。その具体的な内容は、原告ら準備書面（6）27頁「第3 原告らの主張」で述べたとおりである。

イ この「親子審判制度」が設立されることにより、①子の連れ去りが原則的に許されなくなり、かつ②親子の面会交流は自由であることが原則で、その面会交流が子の福祉を害するなど正当な理由（特段の事情）があると主張する者が、その証拠を裁判所に提出して争う立場になる。そして③親責任を有する父母との継続的な交流が子の福祉に資するとの基本理念を実現することができる。

ウ この「親子審判制度」が設立されていれば、原告番号9は、①子の連れ去りの被害を受けることはなく、かつ②親子の自由な面会交流が実現できたのである。その結果、子の利益や子の福祉、さらには子の健全な成長が生み出されたことになる。

5 (1) 原告番号9 当事者尋問調書5頁以下

「（原告ら代理人弁護士からの質問）

話題を変えます。こ（原告ら注：子）の連れ去りによって娘さんにどのような悪影響がある、若しくはあったとお考えですか。

（原告番号9）

子供はやっぱりお父さんやお母さんがいないと、それによっていろいろな発達上の問題が起きるということは、心理学上のいろいろな研究でよく分かって

います。もっとも大事なのは親子のきずなの元になる愛着だと思うんです。僕だって赤ちゃんのときにちょっとしか抱けなかったんですけど、この6年間で子供と一緒にいた時間が少なくて、本当に子供の記憶っていうものはかかないものになっています。最近の研究では普通女性ってものは妊娠、出産、授乳っていうことをやると僕の理解なんですけど、オキシトシンっていうのが脳から分泌されて愛着のシステムっていうのが女性にはできて、特に出産した瞬間にこの子はかけがえのないものであると女性は感じれるんですけど、反対に子供っていうのはケアをしてもらったり、肌触りとか、音とか、こちよいい温度とかそういったもので快適を感じて愛着のオキシトシンのシステムっていうのができていくってことが分かってきています。ですから、単なる出産だけじゃなくて、ケアをすることで子供の愛着のシステムっていうものが、医学的に構築されていくっていうことが、分かってきています。同じようにケアをすることで、女性とは違って男性は子供を抱いたりケアをすることで、男性が、そのオキシトシンの分泌が増えてくってことは論文の報告であります。それによって男性は一人の男から父親っていう生き物に変わっていくんです。僕はそういうこと分かってるんですよ。それで子供が抱けなかったら、僕が大人になるチャンスを父親になるチャンスは奪われて、子供のその父親との愛着の本当の体の中のシステムができる機会っていうのは大人になったらできないんですよ。子供るとき、赤ちゃんのときしかできないのに、それを奪われてもう戻ってこないっていう状態にされているんです。分かっているからこそ、もう戻ってこないっていうことが分かるんです。それが本当につらくてつらくて仕方ありません。それだけじゃなくてそういう状態になって、例えば親っていうのは子供にとって両親は半親なので、自分の親ってどんな人だろうって大人になってきたら10代とかになってきたら分かるようになるんですけど、そのときに親が分からないっていうのは致命的なアイデンティティーのクライシスになりやすくて、非行とか学業が低下したりとか、性早熟の行動が出たりとかは、

これはもうはっきりと心理学的な報告があるってことはもう常識のようなものです。だからもし子供がもうそろそろ父親がいなくなってしまうのかもしれないとしても、お母さんが嫌な顔をしたりお父さんはあなたのこと嫌いなのによって吹き込んでたりそういうことしてるんじゃないかと思うと、ほんとに不安で不安でしょうがないし、もし子供が本当に知的な能力があったら、返って（原告ら注：却って）そのことに悩んでしまって、つらい青春時代を過ごしたりするようになるかと思うと本当に心配で心配で仕方がありません。」

（原告ら代理人弁護士からの質問）

お子さんの病気に関してはどうですか。

（原告番号9）

例えばやっぱり今まで遺伝的な病気っていうのがあるんですけど、例えば僕当直ずっとしても週に毎回やっているの、ほんとに1000回以上当直してますけど、そういった中では、母子家庭で事故で亡くなってしまってお子さんとかあるいは離婚後にもう独居になった中年の男性が脳卒中で死ぬってところのみとり（原告ら注：看取り）もたくさんしてきてるんですけど、親子の連絡先が分からない、知らない、知らせないそういったことしょっちゅう見えてきて、自分が当事者になってからは本当にやるせない気持ちでいっぱいです。また世の中では遺伝的な病気っていうのがあるんですけど、親や子供の居場所が分からないっていうことは、本当に医学的な健康上のリスクとか、子供はどういう病気が将来起きることが追跡できないっていうことが、この日本では当たり前のようにおこっています。」

(2) ア 原告番号9が述べた「オキシトシン」については、以下の内容の科学的な報告がされている。

イ ニューロサイエンスニュース掲載2020年9月9日付記事

「両親が離婚したときに子供だった人はオキシトシンが少ない」（甲168号証の1。甲168号証の2に甲168号証の1の日本語訳が掲載されている。）

「両親が離婚したときに子供だった人はオキシトシンが少ない
子どもの頃に親の離婚を経験した成人は、家族一緒に暮らしていた人と比較し、オキシトシンのレベルが大幅に低かった。

米ベイラー大学の調査によると、両親が離婚したときに子供だった人は、両親がいたまま大人になった人よりもオキシトシン—「愛のホルモン」とも呼ばれる—のレベルが低い事が分かった。

オキシトシンレベルの低い人は、その人が成長し親になった場合に、その子どもとの愛情を形成する際に問題を引き起こすかも知れない。

オキシトシン—脳内で分泌され、出産や性的な交流、授乳、さらにはロマンチックなパートナーに抱かれるなどの体験の際にも放出される—以前の研究では、早期の社会的行動や感情的な愛着に重要であることが示されている。オキシトシン系はまた、子育て、愛着および不安にも関連している。

Journal of Compare (原告ら注：Comparative) Psychology 誌に掲載された新しい研究は、オキシトシンと幼少期における体験とその後の影響についての関連について、十分に研究されていない領域を掘り下げている。

ベイラー大学のマリア・ボッチャ (Maria Boccia) 博士は以下のように述べている。

「私たちの社会で離婚の割合が増加し始めて以来、離婚が子どもに与える影響について懸念されてきました。ほとんどの研究は、学業成績のような短期的な影響、または人間関係への影響のような長期的な結果に焦点を当てていません。しかし、離婚がこれらの影響をどのように引き起こすかについては分かっていません。」

「オキシトシンは、これらの行動を調節する上で重要な神経ホルモンであり、早期の人生におけるストレスの多い出来事の影響にも敏感に反応します。これは、どのようなメカニズムが関与しているのかを理解するための最初のステップです。」と彼女は続けた。

ボッチャ博士によると、両親が離婚した子供たちを対象としたこれまでの研究では、その経験が気分障害や薬物乱用がオキシトシンと関連していることが判明している行動、ということが分かっている。

さらに、離婚や親の死などの幼少期の経験は、思春期や成人期のうつ病や不安と関連しており、成人期における子育ての質の低下、親の感受性や温かさの低下、過剰反応や体罰等使用の増加などが挙げられる。

ベイラー大学の研究者らは、幼少期における親の離婚経験が、その後の成人のオキシトシン濃度に及ぼす影響を調べた。また、参加者には、愛着スタイルやその他の尺度に関する一連の質問票に回答してもらった。

「私たちが発見したことは、オキシトシンが、親の離婚を経験した人では、経験しなかった人と比較して大幅に低く、愛着のいくつかの尺度での反応と関連していました。」

「これらの結果は、オキシトシンのレベルが親の離婚によって悪影響を受け、親の離婚を経験した人々に記録されている他の影響にも関連している可能性があることを示唆しています。」とボッチャ博士は述べた。

動物研究では、早期の親離れの負の影響に寄与する1つのメカニズムが、オキシトシン活性の抑制である可能性が示唆されている。

最新の研究では、米国南東部にある2つの高等教育機関で、18歳から62歳までの128人を募集した。そのうち、27.3%が両親が離婚していると回答した。両親が離婚したときの参加者の平均年齢は9歳だった。

調査地に到着した参加者は、膀胱を空にするように求められたあとに、16オンス（約500ml）のボトルの水を飲まされた。その後、幼少期の両親や仲間、現在の社会的機能に関する質問票に答えた。

質問項目は、愛情、保護、無関心、過剰なコントロール、虐待を含み、それらに対する両親の取り組み方、そして、彼ら自身の（両親に対する）信頼性、親密性やそれに対しての不快感や承認欲求、彼らとの関係性や子育てのスタイル

ルを含んだ。

参加者が質問票に回答した後、尿サンプルを採取し、オキシトシン濃度を分析した。両親の離婚を含む幼少期の経験を持つ人では、オキシトシン濃度が大幅に低かった。

さらに分析すると、それらの人たちは、彼らの両親をより思いやりがなく、無関心であると評価している事が分かった。

また、彼らは父親をより虐待的であると評価していた。幼少期に親の離婚を経験した人は、自信がなく、親密さに対して不快で、人間関係に安心感を持ってなかった。彼らは、両親が離婚していない参加者よりも、自分自身の子育てスタイルを感受性が低く、親密なものとして評価していた。

「この研究を他の科学者に発表するときに私が最初に尋ねられる質問の1つは、『離婚したときに子供は何歳であるかは問題なのか』ということです。それは私たちが調査する必要がある、最も差し迫った質問です」とボッチャ博士は述べた。」

ウ Biological Psychiatry(生物学的精神医学)誌掲載2012年12月10日付記事「新しい研究報告「オキシトシンは、より熱心な父親と、より反応の良い乳児を生み出す」

「このたび、イスラエル・バーアイラン大学のルース・フェルドマン博士が主導する新しい研究が、Biological Psychiatry(生物学的精神医学)誌の最新号に掲載され、オキシトシンを父親に投与すると、父親の親としての関与が増し、その乳児にも同様の効果が観察されることが明らかにされました。

オキシトシンは、愛着の絆の形成に重要な役割を果たす神経ペプチドである。オキシトシンの鼻腔内投与は、信頼、共感、社会的互惠性を高めることが研究で示されている。

(中略)

「オキシトシン投与後、父親の唾液オキシトシンは10倍以上と劇的に上昇

し、さらに乳児のオキシトシンにも同様の上昇が見られることがわかりました。オキシトシン投与条件では、父親との触れ合いや社会的互惠関係などの主要な育児行動が増加したが、社会的視線や探索行動などの乳児の社会行動も増加した」とフェルドマンは説明する。」

エ 原告番号9は、以下のとおり述べた。

「子供はやっぱりお父さんやお母さんがいないと、それによっていろいろな発達上の問題が起きるということは、心理学上のいろいろな研究でよく分かっています。もっとも大事なものは親子のきずなの元になる愛着だと思うんです。」

「ですから、単なる出産だけじゃなくて、ケアをすることで子供の愛着のシステムっていうものが、医学的に構築されていくっていうことが、分かっています。同じようにケアをすることで、女性とは違って男性は子供を抱いたりケアをすることで、男性が、そのオキシトシンの分泌が増えてくってことは論文の報告であります。それによって男性は一人の男から父親っていう生き物に変わっていくんです。僕はそういうこと分かってるんですよ。それで子供が抱けなかったら、僕が大人になるチャンスを父親になるチャンスは奪われて、子供のその父親との愛着の本当の体の中のシステムができる機会っていうのは大人になったらできないんですよ。子供のとき、赤ちゃんのときしかできないのに、それを奪われてもう戻ってこないっていう状態にされているんです。分かっているからこそ、もう戻ってこないっていうことが分かるんです。それが本当につらくてつらくて仕方ありません。」

「それだけじゃなくてそういう状態になって、例えば親っていうのは子供にとって両親は半親なので、自分の親ってどんな人だろうって大人になってきたら10代とかになってきたら分かるようになるんですけど、そのときに親が分からないっていうのは致命的なアイデンティティーのクライシスになりやすく、非行とか学業が低下したりとか、性早熟の行動が出たりとかは、これはもうはっきりと心理学的な報告があるってことはもう常識のようなものです。」

だからもし子供がもうそろそろ父親がいなくなってしまうのはどうしてだと思ったとしても、お母さんが嫌な顔をしたりお父さんはあなたのこと嫌いなことによって吹き込んでたりそういうことしてるんじゃないかと思うと、ほんとに不安で不安でしょうがないし、もし子供が本当に知的な能力があったら、返って（原告ら注：却って）そのことに悩んでしまって、つらい青春時代を過ごしたりするようになるかと思うと本当に心配で心配で仕方がありません。」

オ このように、子の連れ去り（留置）は、子を連れ去られる（留置される）親にとって、「オキシトシン」（愛情ホルモン）の分泌の機会を失うと同時に、子にとっても、「オキシトシン」（愛情ホルモン）の分泌の機会を失うことを意味している。

甲167号証の1及び甲167号証の2に「両親の離婚を含む幼少期の経験を持つ人では、オキシトシン濃度が大幅に低かった。さらに分析すると、それらの人たちは、彼らの両親をより思いやりがなく、無関心であると評価している事が分かった。」と記載されているとおり、「オキシトシン」（愛情ホルモン）の分泌の機会を得ることは、人としての人格形成の機会を得ることそのものである。それは「人格権」の内容そのものであり、また「幸福追求権」の内容そのものであり、「人格的な利益」の内容そのものなのである。

カ 国会（国会議員）が子の連れ去り（留置）を放置していることは、連れ去られる（留置される）親と、連れ去られる（留置）される子の人格権、幸福追求権、さらには人格的な利益が侵害される状態を、放置していることを意味している。

6 (1) 原告番号9 当事者尋問調書 8 頁以下

（原告ら代理人弁護士からの質問）

最後にひと言あればお願いします。

（原告番号9）

もし離ればなれにならなくて、会えていたらこんなことにならなかったと思

うんです。だからたとえもしあのときに、子供を勝手に連れ去っちゃいけないよっていう決まりがあれば、こんなつらい思いになることはなかったと思うんです。僕のこの失った時間を返してほしいと思うし、今いっぱい苦しんでいる人とかも同じような気持ちだと思いますし、このまんまじゃこういう人どんどの増えちゃうと思うんです。本当に何とかしてほしいと思います。

(原告ら代理人弁護士からの質問)

先ほど面会交流の抗告審で1年後から2か月に1回、2時間の面会がようやく認められたっていうお話がありました。その面会交流ってというのは、実際にできているのですか。

(原告番号9番)

結局1年たっても相手は全然準備もしなくて、全く面会交流に応じずいで、結局その期限の半年以上過ぎてから僕の方で履行勧告を出したんですけど、裁判所はその審判を僕は求めたんですけど、調停からやりなさいってことで、そして調停になったんですけど、相手はやっては来たんですけど、調停中2時間の間体調不良を訴えたりして席を外したりして、結局調停不調になってまた審判を始めるという事態になって、結局6年近く会えないままです。

(原告ら代理人弁護士からの質問)

もうひとつ最後です。先ほどお子様を本来なら抱いたりケアしたりお父さんとしてなさったら、分泌、科学的な物質が分泌されてそれで父親になれるんだというお話のときに、あなたは非常に連続して身振り手振りで表現をなさろうとして、かつそのときは非常に大きな声を荒げるようにおっしゃってたと思いますね。それは正にあなたがその憤りを感じているっていうのがその身振り手振り動作ですとか、声の大きさに表れていたということによろしいですか。

(原告番号9)

はい。

(2) 原告番号9 当事者尋問調書10頁以下

(裁判官の質問)

そこではどういうやり取りというか、様子だったかというのを簡単に結構ですので教えていただけますか。

(原告番号9)

子供の写真なので、相手がそれに返信をしてはいけないという私の方がなっているのですが、尋ねようがないんですけど、子供が家にいるのかどこにいるのか分からないんですけど、遊び場にいる写真が送られてきたり、たまに遊技場で遊んでいるような短いビデオが送られてきて、例えば歩けるとかしゃべれるとかそういうことは分かります。だからそういう点のは子供のは来たらうれしいです。でも、反面その子の声は全然分からないし、実はその面会させない理由っていうので、自閉症スペクトラムではないかという診断書が送られてきたりして、しかもそれは診断されたのは私が親権者であるときだったのに、親権を失ったタイミングで知らされました。それは私が医師だからもし親権者だったら子供のカルテが開示できてしまうので、開示できなくなるのを待ってたんです。

(裁判官からの質問)

もしかしたらご存じであれば結構なんですけど、お子さんがお父様としてこうお会いになりたいというのは非常に伝わったんですが、逆にお子様の方でそのお父様にお会いしたいかどうかというのは、何か希望でも直接でも間接でも伝え聞きでも何でもいいですが、その希望について何かあなたがお聞きになったことはありますか。それとも全くないですか。

(原告番号9)

子供の様子がほんとに全く来ないんですね。その自閉症スペクトラムっていう話もそれがどうしてなのかということも全く書いてなくて、子供がどういうしゃべり方なのか、性格なのか、何が好きなのか、ハンバーグが好きなのか、そういうことも全然分からないので分かりませんし、僕は医者なので片親疎外

とかそういう学科にも入ってるんですけども、子供にそういうことが起こってるんじゃないかと思うと会うことで私も緊張するし、子供だったらお父さんに会うってことにすごく緊張して、何でそんな親子が不安な面会をどうしようって考えなきゃいけないのかっていうことにはもむ（原告ら注：う）不条理を感じます。」

(3) ここで原告番号9が述べた内容からも、子の連れ去り（留置）が、連れ去られた親（留置された親）の基本的な人権や人格的な利益（東京高裁令和3年10月28日判決）を侵害する行為であることが理解できる。

またそれは、子の連れ去り（留置）が、連れ去さられた親（留置）だけでなく、連れ去られた子の基本的な人権や人格的な利益（東京高裁令和3年10月28日判決）を侵害する行為でもあることも理解できる。

第2 立法についての最近の動向（国会（国会議員）は、子の連れ去り（留置）を防ぐための立法を行う必要性があることを認識していたこと及び国会（国会議員）は、子の連れ去り（留置）を防ぐための立法を行うことが可能であったこと）

- 1 原告らが準備書面（9）までに主張を行った、立法に向けた動向に加えて、さらに以下の動向が存在している。
- 2 令和4年5月18日に、共同養育支援議員連盟の国会議員が、古川禎久法務大臣宛に、子どもの連れ去りを防ぐ共同養育総合的パッケージ（甲A153号証の1に記載されていたもの）を提案した（甲A159）。
- 3 共同養育支援議員連盟の議員が、令和4年5月16日に取りまとめた10頁にわたる提言を、政府各所に申し入れた。令和4年5月24日は、二之湯国家公安委員長を訪問した上で、警察庁幹部同席のもと、正当な理由なき子供の連れ去りは親権者の監護権を侵害するものであり、未成年者略取誘拐罪に該当するものであることを再確認した。二之湯委員長からは「これまでの考えじゃダメやな。国際的にも問題なんやろ。」「警察は国民に寄り添わなアカン。」と理解を示した（甲A161）。

4 弁護士・大学教授などがつくる民間法制審議会の家族法制部会が、国際ルールに合わせた共同親権・共同養育を認める内容の「中間試案」を発表し、自民党の高市政調会長にも提出した。試案を受け取った自民党サイドは、法務省の法制審案と比較検討して今後の立法化を進めるという異例の対応をする方針を示した（甲A162）。

5 法務省が、家族法制の見直しを議論している法制審議会（法相の諮問機関）の部会に、離婚した父母双方を親権者にできる「離婚後の共同親権」の導入を提案する方針を決めた。民法の規定する離婚後単独親権制度の下では、親子交流の断絶が社会問題化している。離婚後の親権の奪い合いや他方の親の同意を得ずに子と家を出る「子の連れ去り」も頻発している。国際的には離婚後共同親権が主流になっている。離婚しても子が普段は同居親と生活し、休暇中は別居親と過ごすといった良好な親子関係もあるため、共同親権を前提に、両者が監護者になる「離婚後の共同監護」も選択肢として示される見通しである（甲A163）。

6 自民党の山田美樹法務部会長は令和4年6月21日、法務省で古川禎久法相と面会し、同部会の「家族法制のあり方検討プロジェクトチーム」がまとめた父母が離婚した後の子供の養育に関する提言を手渡した。提言は「子の最善の利益を確保する」として、離婚後の父母が共に親権や子供の身の回りの世話や教育をする「監護権」を持つ「共同親権・共同監護」制度を導入するよう求めた（甲A164）。

同席者によると、古川禎久法相は「子供の最善の利益を追求することは共通した思いだ」と応じた（甲A164）。

7 自民党のHP「法務部会 家族法制のあり方検討プロジェクトチーム 提言」の頁に、「法務部会の「家族法制のあり方検討PT（プロジェクトチーム）」は、6月21日に提言を古川法務大臣に申し入れた。提言は、父母の離婚後の子の養育については「子の最善の利益を確保するため、子を真ん中に置いた議論を

しなければならない」として、原則として、離婚後の父母がそれぞれ、引き続き、子に対して親としての責務を果たすため、離婚後共同親権（監護権を含む）制度を導入するよう提案しています。」と記載された（甲A165の1）。

同頁に掲載された令和4年6月20日付「自民党法務部会家族法制のあり方検討プロジェクトチーム提言」には、次のように記載された（甲A165の2）。

「父母の離婚後の子の養育については、子の最善の利益を確保するため、子を真ん中に置いた議論をしなければならない。また、家族の分断を生じさせるような法改正がなされることがあってはならない。これらの課題に関する法改正を検討する上では、次のような点に基づき、具体的な規律の在り方を検討すべきである。

1 ハーグ条約及び児童の権利に関する条約との整合性を確保する観点から国内の法制度についての再検討を行うべきである。

2 離婚後単独親権・単独監護制度を定める現行民法の規定は、離婚後も父母の双方が子の養育に責任を負うべきであるという原理・原則に反するものである。従って、父母が離婚した場合、原則として、父母がそれぞれ、引き続き、子に対して親としての責務を果たすため、離婚後共同親権（監護権を含む）制度を導入すべきである。

3 父母が離婚する場合、父母が共同して子の養育を適切に行うために、父母の監護割合や養育費、親子交流などについて定める「共同養育計画」の作成や「離婚後養育講座」の受講など、必要な事項について、一定の責務を課すべきである。

（中略）

5 法改正前に両親が離婚している場合、一定の場合に離婚に伴い親権を喪失した父母の親権の回復を認めるなど、子のための救済措置を講ずるべきである。」

8 読売新聞令和4年8月31日付記事（甲A166）は以下のとおり報じてい

る。

「離婚後の親権のあり方などを議論してきた法制審議会（法相の諮問機関）の部会は、令和4年8月30日、「共同親権」の導入を巡る中間試案のとりまとめを先送りした。現行の「単独親権」維持を併記した内容に、自民党から反発が出ているためだ。

（中略）

現行法では、離婚後に父母の一方のみが親権を持つ単独親権となっている。離婚時の親権争いの一因になっているほか、海外では共同親権を採用している国が一般的だ。自民内には「親権を確保するための子どもの連れ去りが起こるなど、単独親権は、家族をバラバラにする制度だ」との声が根強い。」

9 以上の立法についての最近の動向は、国会（国会議員）は、子の連れ去り（留置）を防ぐための立法を行う必要性があることを認識していたことを示している。

またその立法についての最近の動向は、国会（国会議員）は、子の連れ去り（留置）を防ぐための立法を行うことが可能であったことを示している。

第3 日本の国内法とハーグ条約及び児童の権利に関する条約との不適合について

1 上で引用した令和4年6月20日付「自民党法務部会家族法制のあり方検討プロジェクトチーム提言」（甲A165の2）の1項には、「1 ハーグ条約及び児童の権利に関する条約との整合性を確保する観点から国内の法制度についての再検討を行うべきである。」と記載されている。

2 上で引用した令和4年6月20日付「自民党法務部会家族法制のあり方検討プロジェクトチーム提言」（甲A165の2）の1項には、「1 ハーグ条約及び児童の権利に関する条約との整合性を確保する観点から国内の法制度についての再検討を行うべきである。」と記載されていることは、①国会（国会議員）が、日本の法律とハーグ条約及び児童の権利に関する条約の内容が適合していないことを認識していたこと、②国会（国会議員）が、日本の法律とハー

グ条約及び児童の権利に関する条約の内容を適合させる義務があることを認識していたこと、及び③国会（国会議員）が、日本の法律とハーグ条約及び児童の権利に関する条約とを適合させる法改正ができることを認識していたことを、それぞれ意味している（以下「国会（国会議員）の3つの認識」という。）。

3 原告らは、訴状55頁「10 「法の欠缺1ないし3」を補う法の立法義務が、国会（国会議員）に認められることについて」において、「(1) 総論 一方配偶者による他方配偶者の同意を得ない子の連れ去り（引き離し）を防ぐために、法の欠缺1ないし3を補う立法（法改正）は必要不可欠であり、その立法義務を国会（国会議員）が負っていることは、以下の点から明白である。」と主張を行った上で、「(2) ハーグ条約における「不法な連れ去り」は、締約国の国内法における不法な連れ去りを意味していること」についての主張を行った。

そこにおける原告らの主張は、まさに上で指摘した「国会（国会議員）の3つの認識」の根拠となる内容である。以下で一部加筆を行った上でその主張の要約を述べる。

4 原告らの主張の要約

(1) ハーグ条約上「不法な連れ去り」とは、各国国内法において「不法な連れ去り」とされる行為を意味している。

ハーグ条約3条は、「子の連れ去り又は留置は、次のa及びbに該当する場合には、不法とする。a 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。b 当該連れ去り若しくは留置の時にaに規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。」と規定している。

また外務省 HP のハーグ条約関連資料の頁（甲23の1）に掲載されている

「エリザ・ペレスーヴェラ氏による解説報告書(和訳, 早川眞一郎教授翻訳監修)」46頁119項には, 「本条約によれば, 子の連れ去りが不法であるかどうかは, それが子の常居所の法令により付与された監護の権利の現実の行使を侵害してなされたかどうかによるのであるから」と記載されている(甲23の2)。

すると, 日本がハーグ条約を批准した後, 日本側から他の締約国に対して, ハーグ条約に基づく子の返還請求が行われているのであるから(甲24), 日本の国内法においても, 一方親が他方親の同意を得ずに子を連れ去る(引き離す)ことにより他方親の権利(監護の権利)を侵害する行為を防ぐ法改正が行われなければならないこと, 国会(国会議員)がその立法義務を負うことは明白である。

国会(国会議員)がその立法義務を負うことは, 以下でも引用する, 児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会が, 平成31年(2019年)2月1日付で, 日本政府に対して行った勧告である「31. 委員会は, 締約国が, 子どもの不法な移送および不返還を防止しかつこれと闘い, 国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ, かつ, 子どもの返還および面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために, あらゆる必要な努力を行なうよう, 勧告する。委員会はさらに, 締約国が, 関連諸国, とくに締約国が監護または面会権に関する協定を締結している国々との対話および協議を強化するよう, 勧告するものである。」の内容からも明白である。

大阪高裁平成30年8月30日判決(大阪高等裁判所平成30年(ネ)第247号)6頁第3の1項(甲A22)において引用されている, 神戸地裁平成29年11月29日判決(神戸地方裁判所平成28年(ワ)第1653号)32頁(甲A21)では, 「日本が締約国となっている条約・勧告の内容や諸外国における立法の内容が立法事実となり得ることは否定できない。」と判示さ

れている。

そのような日本の国内法の改正が行われずに、日本側から諸外国側へのハーグ条約に基づく子の返還請求が行われるとすれば、それは、ハーグ条約上「不法な連れ去り」とは、各国国内法において「不法な連れ去り」とされる行為を意味していることとの関係で、矛盾が生じる。その意味においても、国会（国会議員）がその立法義務を負うことは明白である。

(2) 児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会から、日本に対して、「国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させること」を求める勧告が出されている。

児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会は、平成31年（2019年）2月1日付で、日本政府に対して、「31. 委員会は、締約国が、子どもの不法な移送および不返還を防止しかつこれと闘い、**国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ**、かつ、子どもの返還および面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行なうよう、勧告する。委員会はさらに、締約国が、関連諸国、とくに締約国が監護または面会権に関する協定を締結している国々との対話および協議を強化するよう、勧告するものである。」と勧告を行った（子どもの権利委員会：総括所見：日本（第4～5回）31条）（甲25）。

この勧告により、日本は、「子どもの不法な移送および不返還を防止しかつこれと闘う」義務を負い、また日本は「**国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ**、かつ、子どもの返還および面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行なう」義務を負うことになる。

するとこの勧告が出されたことにより、日本が、日本の国内法においても、ハーグ条約と同様に、子の連れ去り（引き離し）が他方親の監護権を侵害する行為であることを明示し、それを防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議

員)にあることは明白である。

大阪高裁平成30年8月30日判決(大阪高等裁判所平成30年(ネ)第247号)6頁第3の1項(甲A22)において引用されている,神戸地裁平成29年11月29日判決(神戸地方裁判所平成28年(ワ)第1653号)32頁(甲A21)では,「日本が締約国となっている条約・勧告の内容や諸外国における立法の内容が立法事実となり得ることは否定できない。」と判示されていることは,上でも引用したとおりである。

(3) 子の連れ去り(引き離し)を防ぐ法律規定を設けることは,児童の権利に関する条約の批准国としての日本の義務であること

ア 児童の権利に関する条約9条1項は,「締約国は,児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」と規定している。

この条項は,子が両親から共同親権,共同監護を受ける権利,さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を有していることを認めた内容である。

この条項により,児童が一方親の意思に反して,その一方親から分離されないことを確保するために,日本は子の連れ去り(引き離し)を禁止する立法(法改正)を行う立法義務を負っていることは明白である。

イ また児童の権利に関する条約9条3項は,「締約国は,児童の最善の利益に反する場合を除くほか,父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」と規定している。

この条項も,子が両親から共同親権,共同監護を受ける権利,さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を有していることを認めた内容である。

一方配偶者の同意なく,他方配偶者が子を連れ去られた(引き離された)結果,現在の家裁の実務では,連れ去られた(引き離された)親は,連れ去った

(引き離れた) 親の同意がない限り，子に会えなくなる（甲 A 1 4 2，甲 A 1 5 8）。現在の家裁実務では，会えたとしても月に 1 回，それも短時間だけであることがほとんどである。また，連れ去られた（引き離された）親は，子の親権を事実上行使することが困難になる。さらに，連れ去られた（引き離された）親は，子の養育及び発達について関わるのが困難になる。それは，この条項に反することである。

この条項により，日本は「父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」義務を負っているのであるから，日本の国会（国会議員）が，日本の国内法において，子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

ウ また，児童の権利に関する条約 1 8 条 1 項は「締約国は，児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。」と規定している。

この条項も，子が両親から共同親権，共同監護を受ける権利，さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を有していることを認めた内容である。

上でも述べたように，一方配偶者の同意なく，他方配偶者が子を連れ去られた（引き離された）結果，現在の家裁の実務では，連れ去られた（引き離された）親は，連れ去った（引き離した）親の同意がない限り，子に会えなくなる（甲 A 1 4 2，甲 A 1 5 8）。現在の家裁実務では，会えたとしても月に 1 回，それも短時間だけであることがほとんどである。また，連れ去られた（引き離された）親は，子の親権を事実上行使することが困難になる。さらに，連れ去られた（引き離された）親は，子の養育及び発達について関わるのが困難になる。それは，この条項に反することである。

この条項により，日本は「児童の養育及び発達について父母が共同の責任を

有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。」義務を負っているのであるから、日本の国会（国会議員）が、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

エ (ア) 児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会は、平成31年（2019年）2月1日付で、日本政府に対して、「27. 委員会は、締約国が、以下のことを目的として、十分な人的資源、技術的資源および財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。(b) 子どもの最善の利益に合致する場合には（外国籍の親も含めて）子どもの共同親権を認める目的で、離婚後の親子関係について定めた法律を改正するとともに、非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できることを確保すること。」を求める勧告を出した（子どもの権利委員会：総括所見：日本（第4～5回）27条(b)（甲A23））。

(イ) 上でも述べたように、一方配偶者の同意なく、他方配偶者が子を連れ去られた（引き離された）結果、現在の家裁の実務では、連れ去られた（引き離された）親は、連れ去った（引き離した）親の同意がない限り、子に会えなくなる（甲A142，甲A158）。現在の家裁実務では、会えたとしても月に1回、それも短時間だけであることがほとんどである。するとこの勧告において、「非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できることを確保すること。」とされたことにより、日本の国会（国会議員）が、「非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できなくなることを防ぐために」、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

また、この勧告において、「子どもの最善の利益に合致する場合には（外国籍の親も含めて）子どもの共同親権を認める目的で、離婚後の親子関係につい

て定めた法律を改正する」とされたことは、いわゆる離婚後共同親権を求めた内容であり、それは子どもの権利委員会が、児童の権利に関する条約に明記されている、子が両親から共同親権、共同監護を受ける権利、さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を実現することを、日本に対して求めた内容である。そこからしても、日本の国会（国会議員）が、「非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できなくなることを防ぐために」、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

以上